

# 個人情報保護規程

## 第1条(目的)

一般社団法人米沢工業会(以下本会という)は、本会の所有するもしくはこれから取得する本会会員の個人情報を適正に管理、保護することを目的として本規程を制定する。

## 第2条(個人情報の取得)

本会は、適法かつ公正な手段により個人情報を取得する。

## 第3条(個人情報の利用目的)

本会が所有する個人情報は、本会の事業活動とこれに付帯する業務を遂行するためにのみ利用する。

## 第4条(個人情報の第三者への提供)

本会は、法令に定める場合を除き、事前に会員本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供もしくは、開示をしない。ただし、第7条に係る場合は、この限りではない。

## 第5条(会員個人情報の定義)

会員個人情報とは、会員の個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別できるもので、次の項目をいう。

- ・ 会員番号、氏名(旧姓を含む)、性別、卒業学科名、修了専攻名、卒業年または修了年
- ・ 自宅の住所、電話番号、FAX番号、E-mail address
- ・ 勤務先(自営業を含む)の名称、住所、部門・役職名、電話番号、FAX番号、E-mail address
- ・ 会費納入状況、その他特定の個人を識別できる情報

## 第6条(個人情報の管理、および体制)

1. 個人情報の管理総括責任者は常務理事とし、本会の個人情報の全てに関し管理・監督する。
2. 本会は、本会および各支部役員と事務職員に対し個人情報の保護および適正な管理方法について周知・徹底をはかる。

## **第 7 条(委託業者の管理・監督)**

利用目的遂行のため業務を業者に委託する場合には、あらかじめ委託業者と守秘契約を締結し、個人情報の漏洩、紛失がないよう委託業者に管理・監督を徹底させる。

## **第 8 条(会員名簿、会誌・会報等)**

1. 本会が発行する会員名簿等は、本会が利用を認めた外部関係者および本会の会員のみが利用できるもので、一般社会での流布や売買を禁ずる。
2. 本会が発行する会員名簿、会誌・会報等の利用者は、本会会員の個人情報が、本会の活動目的外に用いられることのないよう機密保持に努めなければならない。
3. 本会会員は、会員名簿への記載項目について、第5条に定める個人情報の項目別に記載の可否を選択できる。

## **第 9 条(改廃)**

社会環境の変化に対応し見直しを行うとともに本規程で個人情報保護に関し問題の発生もしくはその恐れがある事態が生じた場合は、可及的速やかに本規程を改廃する。

本規程の改廃に当たっては、理事会の決議を経るものとする。

## **附 則**

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

制定第一版 平成 25 (2013) 年 7 月 3 日